省　令

○総務省令第九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月九日

総務大臣　原口　一博

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「電気通信格差是正事業費補助金　情報通信システム整備促進費補助金　地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金」を削り、「地域間交流施設整備事業費補助金」の次に「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金　地域活性化・生活対策臨時交付金」を加え、「電波遮へい対策事業費補助金」及び「消防防災設備整備費補助金」を削り、同表中

機械及び装置	国内電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 その他の設備	六 九
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	六
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	九

を

機械及び装置	通信業用設備	九
	放送業用設備	六

に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであって、この省令の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあっては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの省令の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの省令の施行後の処分制限期間よりも短いものについては、なお従前の例による。

○文部科学省令第一号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条、第七条第二項及び第十三条の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月九日

文部科学大臣　川端　達夫

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興のために必要があると認める場合には、あらかじめ文部科学大臣に届け出て、次の各号に掲げるものを合致の割合とすることができる。

一　一等のみ

二　一等、二等及び開催試合結果数から二を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「三等」という。）

三　一等、二等、三等及び開催試合結果数から三を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「四等」という。）

四　一等、二等、三等、四等及び開催試合結果数から四を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「五等」という。）

第三条第三項中「第一条第二項」を「第一条第二項第二号」に改め、「チの率、」の下に「同項第三号の規定に基づき」を、「リの率」の下に「、同項第四号の規定に基づき五等を設ける場合にあっては、別表第五備考第一号チ、リ、ヌ、ル及びヲの率」を加える。

第六条中「第一条第二項」を「第一条第二項第一号」に改め、「別表第二」の下に「同項第二号の規定に基づき」を、「別表第三」の下に「同項第三号の規定に基づき」を、「別表第四」の下に「、同項第四号の規定に基づき五等を設ける場合にあっては別表第五」を加える。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第六条関係）

合致の割合	算式
一等	A×B×h＋C
二等	A×B×i＋C
三等	A×B×j＋C＋F－G
四等	A×B×k＋C＋D－E－F＋G
五等	A×B×l＋C－D＋E

備考

一　この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ　A　スポーツ振興投票券の売上金額

ロ　B　政令で定める率

ハ　C　法第十四条の規定による各合致の割合に係る加算金

ニ　D　表の五等の項下欄に掲げる算式中A×B×l＋Cの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額

ホ　E　表の五等の項下欄に掲げる算式中A×B×l＋Cの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

ヘ　F　表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×k＋C＋D－Eの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額